

平成27年5月8日
北山崎児童クラブ運営委員会

児童クラブ指導員による運営費着服について

1. 概要

伊予市から児童クラブの運営を受託している当児童クラブ運営委員会の女性指導員（54歳）が、その立場を利用して平成22年度から平成26年度の5年間にわたり約520万円の児童クラブの運営費を着服していたことが判明いたしました。

本人に対し、その事実の有無等について詳細に聴取したところ、平成27年3月に着服を認め、翌4月に本人及び家族から運営委員会宛てに着服額の全額を返還しております。

2. 発生原因

- ① 監査体制をはじめ、会計処理に対するチェック機能が不十分であったこと。
- ② 指導員として適切に指導を行ってきた経歴などから、歴代の会長や監事など運営委員会の役員も指導員を信頼しており、会計事務を一人に任せきりにしていたこと。
- ③ 監査は、監事2名により実施し、決算書・預金通帳・関係書類により行っていたが、実際は本人から決算の概要説明を受け、決算書と預金通帳の残高の照合を行うだけで、関係書類の精査までは行われてなかったこと。

3. 対応

本人及び家族が速やかに全額返還していることから、現時点では運営委員会としては、告訴・告発は考えておりません。市も同様の見解です。

4. 再発防止策

- ① 会計担当者を一人ではなく複数体制にして、不正を誘発しない体制を確立します。
- ② 監査の回数を増やすなど、運営委員会においてこまめにチェックを行います。
- ③ 日々のお金状態が明白になる仕組みをつくります。